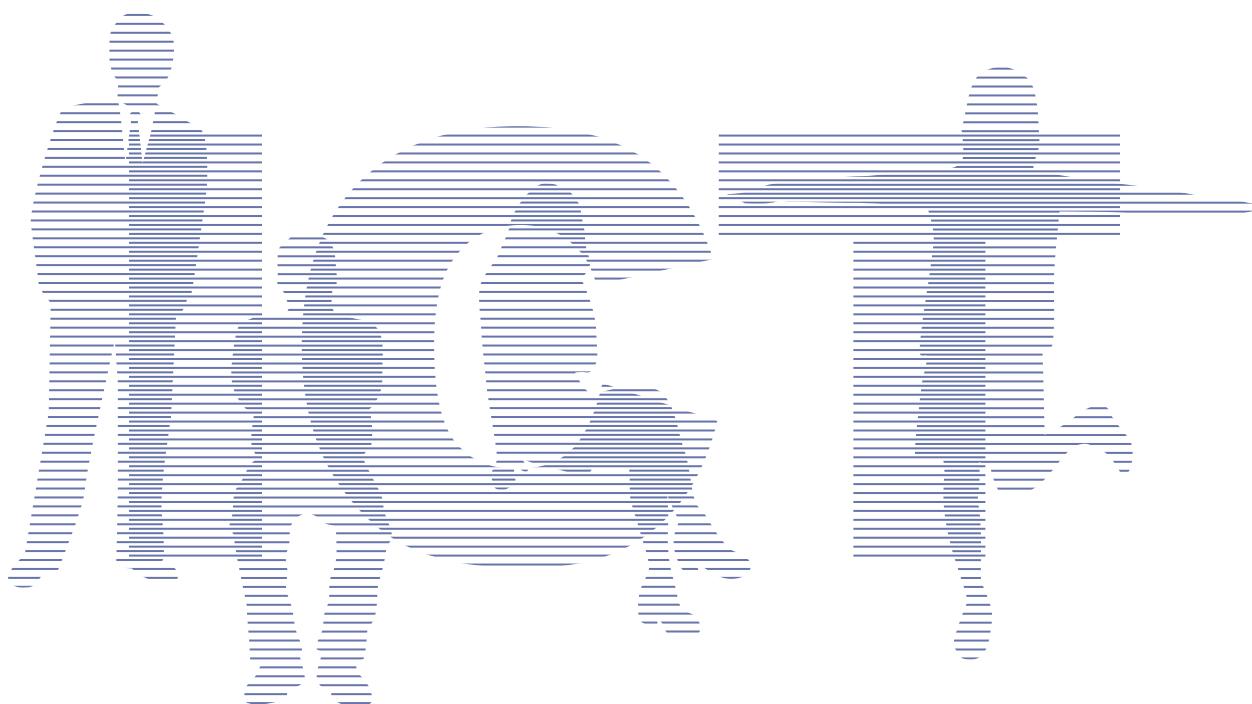


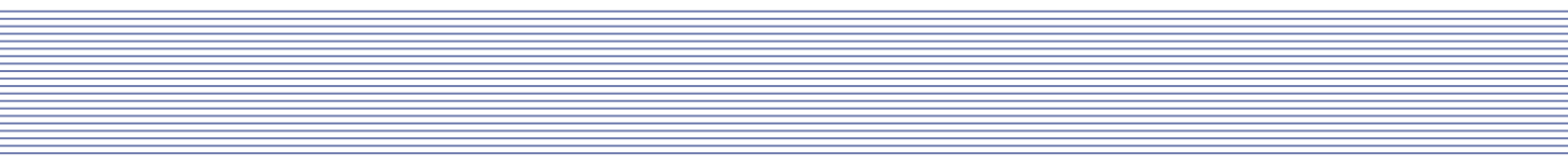


板橋区 ICT 推進・活用計画 2025

【素案】



板橋区



はじめに



区長あいさつが入ります。

令和3年 月

板橋区長

坂本 健

目 次

第 1 章 総論

1	これまでの計画.....	2
2	ICT を取り巻く国の動向	3
3	Society5.0 の SDGs への貢献.....	7
4	新たな自治体情報セキュリティ対策.....	8
5	東京都の動き.....	9
6	計画の目的.....	10
7	計画の構成及び期間.....	11
8	計画の位置付け.....	12
9	前計画の評価と課題.....	13

第 2 章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」基本計画

1	基本計画の位置付け.....	16
	ビジョン①.....	16
	ビジョン②.....	17
2	推進体制.....	18

第 3 章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画

1	前期実施計画について.....	20
	基本方針Ⅰ「業務の改善・効率化」	20
	基本方針Ⅱ「マイナンバーカードの普及・活用」	22
	基本方針Ⅲ「オンライン化の促進」	24
	基本方針Ⅳ「データの利活用」	25
2	施策展開の考え方.....	26
3	施策一覧.....	27
4	施策詳細.....	28
5	施策の進行管理.....	39

【参考資料】

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」令和 2 年度末見込み調査結果.....	42
--	----

第 1 章



総論

第1章 総論

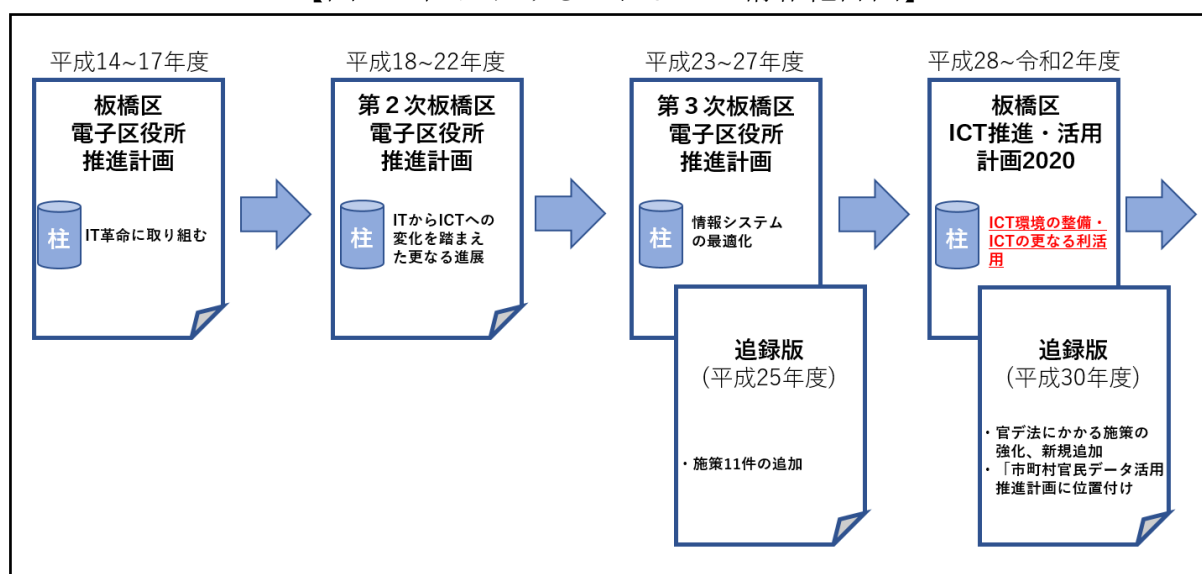
1 これまでの計画

板橋区では、IT¹革命に取り組むため、平成14年度からの4か年計画である「板橋区電子区役所推進計画」を策定しました。その後、平成18年度には「第2次板橋区電子区役所推進計画」を策定し、ITからICT²への環境の変化を踏まえた更なる進展に向けての取組を、計画期間である平成22年度までの間で着実に進めてきました。

また、平成23年度からは、情報システムの最適化を柱とする「第3次板橋区電子区役所推進計画」及びその「追録版」を策定し、①新しいきめ細かな区民サービスの実現、②区民との情報共有及び協働の推進、③効率的な区政の推進、④情報セキュリティと個人情報保護の4つの基本方針のもと、様々な取組を実施してきました。

さらに、平成28年度には、それ以前の「板橋区電子区役所推進計画」の考え方を継承しつつ、ICTの更なる利活用促進の考え方を前面に打ち出した「板橋区ICT推進・活用計画2020」（以下「ICT計画2020」という。）を策定しました。この計画では、基本方針を「ICT環境の整備にとどまらず、ICTの更なる利活用を促進することにより、区民生活の利便性や安全性、地域の活性化、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資することをめざします。」と定め、①開かれた区政の実現、②区民サービスの向上、③情報セキュリティの強化、④安心・安全の向上、⑤行政事務の効率化の5つの基本目標を設定した上で、推進施策を着実に実施してきました。

【図1 区におけるこれまでの情報化計画】



¹ IT(Information Technology)：情報技術のこと。

² ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術のこと。

2 ICT を取り巻く国の動向

(1) 国の戦略や法整備の概要

国は、平成 13(2001)年 1 月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置し、「e-Japan 戦略」を策定することにより、全ての国民が IT を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しました。

また、平成 25(2013)年 6 月には、行政・産業界・学界及び国民一人ひとりが、皆で共有・協働し、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定し、IT の利活用に重点を移し、世界最先端の IT 国家をめざして政策を推進してきました。

その後、平成 28(2016)年 12 月には、行政や民間が持つ大量のデータを適正かつ効果的に活用することで社会課題を解決し、安心して暮らせる社会や快適な生活環境を実現するため、「官民データ活用推進基本法」(以下「官デ法」という。)が公布・施行されました。

官デ法の成立後、国は官デ法第 8 条の規定に基づき、平成 29(2017)年 5 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築することを明示しました。

現在は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 30 年 6 月閣議決定、令和元年 6 月一部変更)へと改称し、同計画に基づき PDCA サイクルを回しながら施策を推進しています。

さらに、官デ法に掲げるオンライン化原則を推進するため、令和元(2019)年 5 月には、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「デジタル手続法」という。)が公布されました。

【図 2 国における IT 戦略の歩み】



※ 内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号)

(出典) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「IT 新戦略の概要」

(2) 官デ法による市町村官民データ活用推進計画の策定

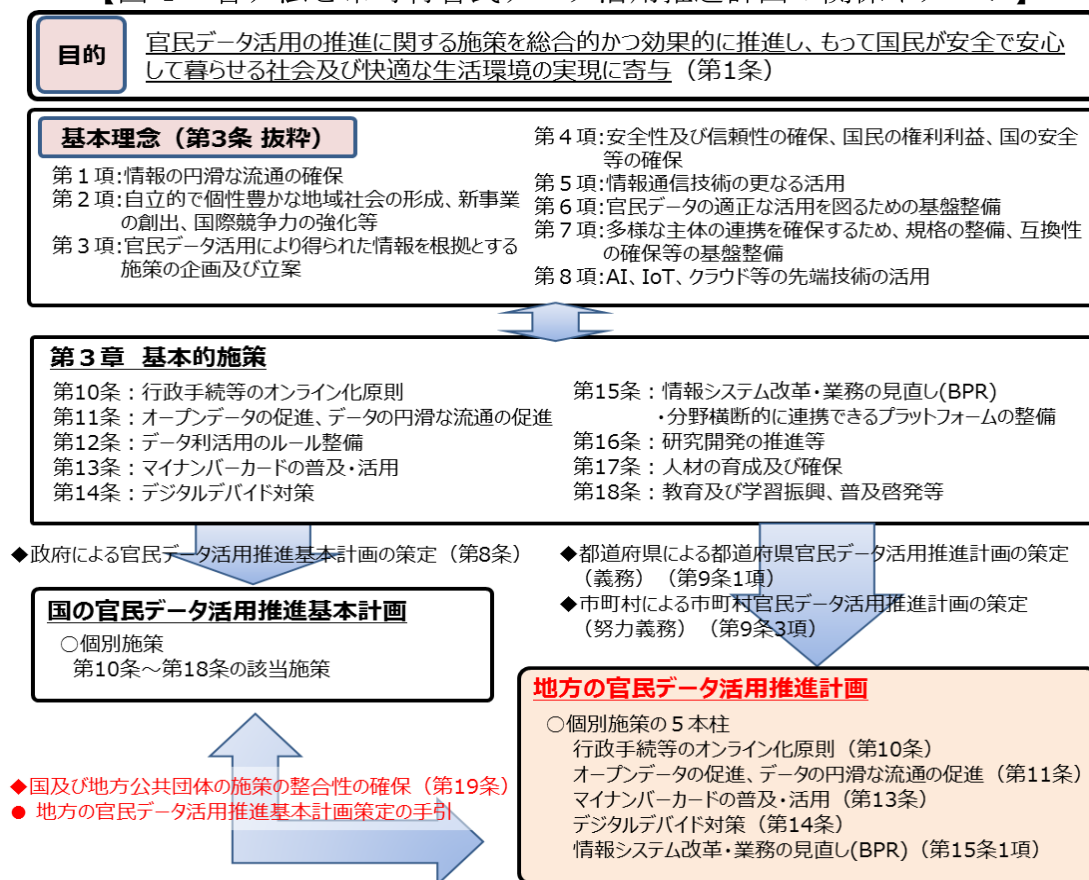
官デ法では、図3にある第1条の目的に沿って、図4のとおり大きく8つの基本理念が掲げられており、その実現に向けて、国は、官民データ活用推進基本計画を策定する必要があると定められています。

一方、地方自治体において官民データ活用推進基本計画の策定は、地方の特性や実情に合わせて、努力義務とされていますが、策定にあたっては、自治体の実情に応じて、①手続きにおける情報通信技術の利用等、②官民データの容易な利用等、③個人番号カードの普及及び活用、④利用の機会等の格差の是正、⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等、の5つの柱を基本的な方針として適宜掲載するよう要請されています。

【図3 官民データ活用推進基本法第1条に掲げる目的】

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

【図4 官デ法と市町村官民データ活用推進計画の関係イメージ】



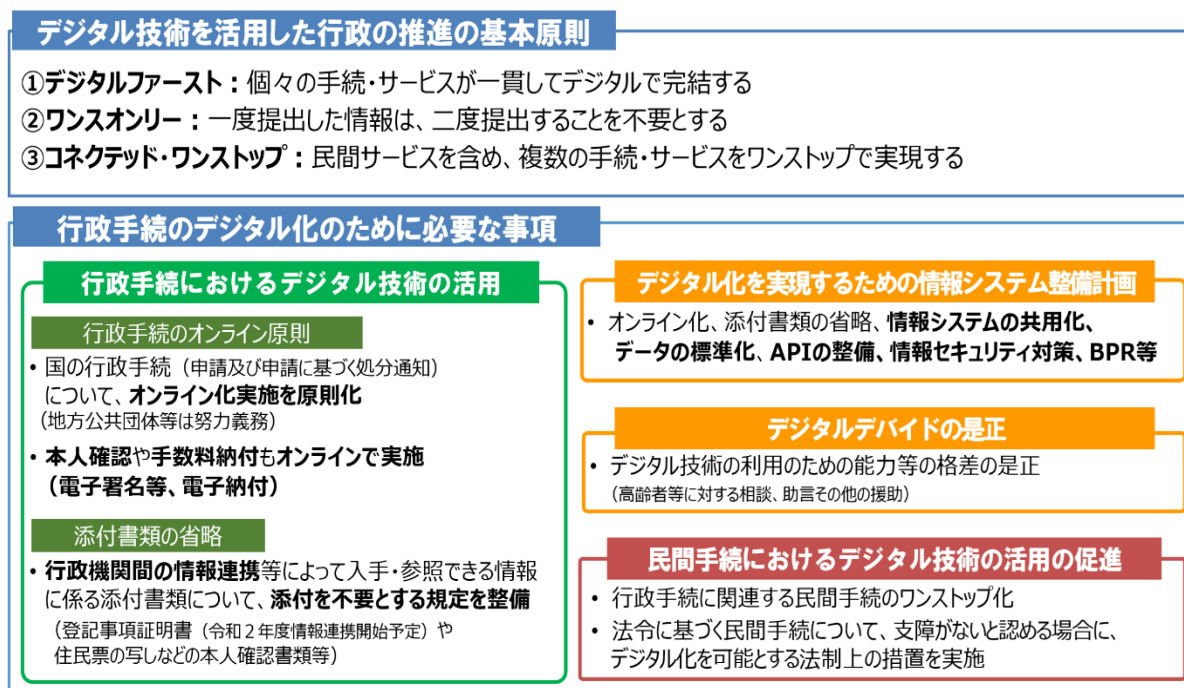
（出典）官民データ活用推進基本計画実行委員会・地方の官民データ活用推進計画に関する委員会「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

(3) デジタル手続法によるデジタル化の推進

官デ法の成立及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定に伴い、デジタル・ガバメント分野における取組として、平成29(2017)年5月には「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。この方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現をめざすこととされており、その方向性を具体化し、実行するため、平成30(2018)年1月には、「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されています。

その後、令和元(2019)年5月に公布されたデジタル手続法では、デジタル技術を活用し、行政手続き等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、図5に記載のある、行政のデジタル化に関する基本原則や、行政手続きの原則オンライン化のために必要な事項が定められています。

【図5 デジタル手続法における基本原則及び必要な事項】



（出典）内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「デジタル手続法の概要」

(4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」

国は、令和2(2020)年7月17日に「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(骨太方針 2020)を、経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定しました。この方針の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった課題や、with コロナの対応、「新たな日常」の実現などであり、内容は新型コロナウイルス感染症による影響を受けています。

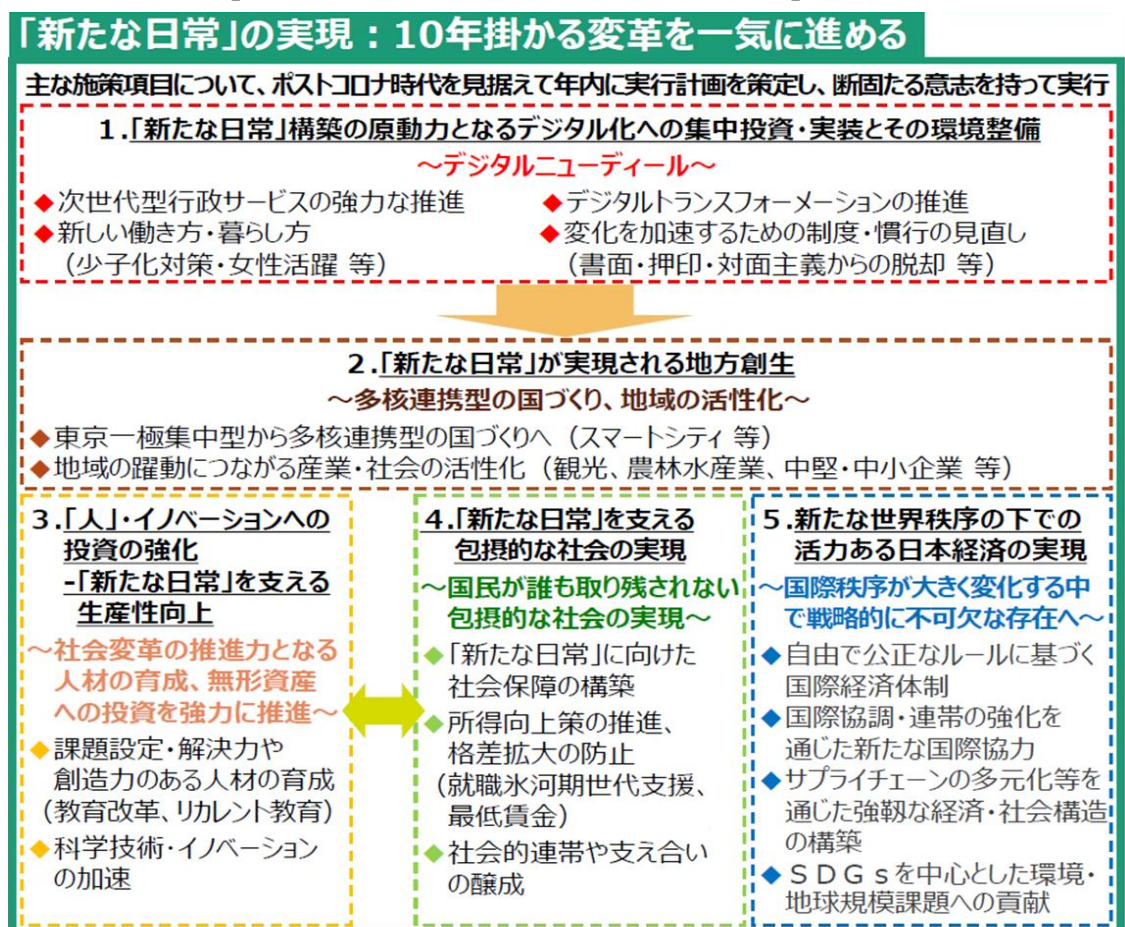
行政分野においては、「Society5.0」の実装及び活用が進んでいないことにより、先行取組を行っている諸外国に比べて遅れをとっているため、「制度や政策

の在り方や行政を含む組織の在り方なども併せて変革していく、社会全体の DX³の推進に一刻の猶予もない」と述べられており、行政手続きのオンライン化等の取組を加速していくこととなりました。

併せて、テレワーク⁴の促進やワーク・ライフ・バランスの実現など新しい働き方や暮らしの改革を、少子化対策や女性活躍の拡大と連携して推進していくと同時に、変化を加速するための制度・慣行の見直しを、規制改革等を通じて推進していくこととされています。

国はこの一連の動きを、図6にあるように「デジタルニューディール」と称し、デジタル化への集中投資・実装と環境整備を行うことで、「新たな日常」の実現を進めていくこととしています。

【図6 デジタルニューディールの概要】



（出典） 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2020 概要」

³ デジタルトランスフォーメーション(DX)：スウェーデンにあるウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が平成16(2004)年に提唱した「デジタル技術が全ての人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させる」というコンセプト。平成30(2018)年12月には、経済産業省において、「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」が策定されている。なお、行政におけるデジタルトランスフォーメーションの例としては、経済産業省が実施した「補助金申請の電子化」や福島県会津若松市が市政情報のパーソナル化・最適化のために実施した「会津若松+」等がある。

⁴ テレワーク：「tele」（離れた所）と「work」（働く）を組み合わせた造語であり、ICTを活用し、時間や場所等の制約を受けず、柔軟に働く勤務形態のこと。

3 Society5.0のSDGs⁵への貢献

国は、今後めざしていく未来の社会像として「Society5.0」を掲げています。

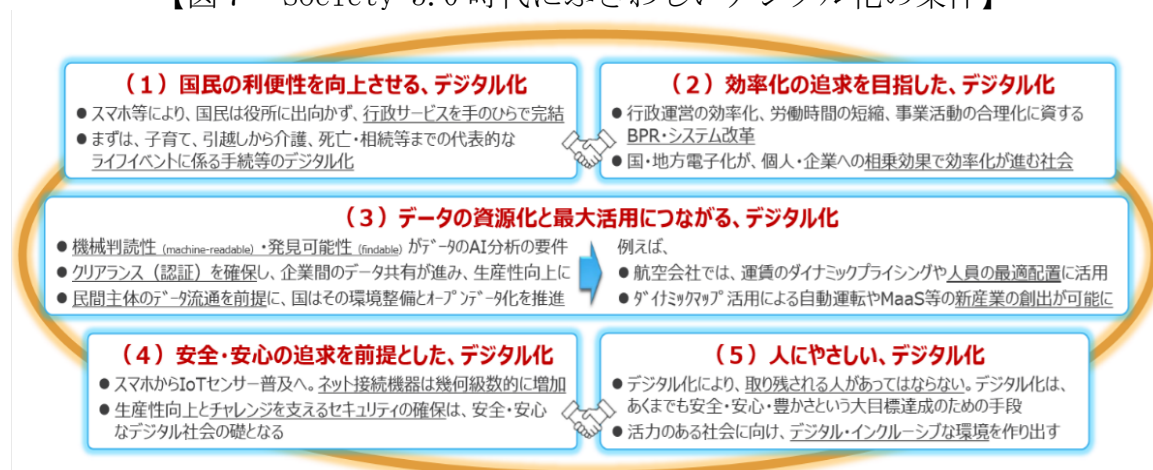
この社会は、狩猟社会(Society1.0)・農業社会(Society2.0)・工業社会(Society3.0)・情報社会(Society4.0)の次に到来するものとされており、サイバー空間⁶と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことを指します。

Society5.0は、国の「第5期科学技術基本計画」において提唱されたものであり、その実現には、デジタル化が必須となりますが、国は、Society5.0時代にふさわしいデジタル化の条件として、図7のとおり、①国民の利便性を向上させる、デジタル化、②効率化の追求をめざした、デジタル化、③データの資源化と最大活用につながる、デジタル化、④安全・安心の追求を前提とした、デジタル化、⑤人にやさしい、デジタル化の5つを掲げています。

Society5.0が実現すると、IoT⁷で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるため、新たな価値を生み出し、課題や困難を解決し克服することができます。また、AI⁸の普及により、業務の効率化や新たな商品・ビジネスモデルの開発等につながります。さらにロボットや自動走行技術により、これまで人の力に頼っていたものが自動化されるため、少子高齢化や過疎化、貧富の格差など複数の課題の同時解決につながります。

このように Society5.0 を通じて、社会の複数の課題を同時に解決することができれば、持続可能な社会を形成することができ、ひいては、国連が掲げる SDGs にも貢献することが期待できます。

【図7 Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件】



(出典) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「IT 新戦略の概要」

⁵ SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)：平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された 2030 年を年限とする国際目標。

⁶ サイバー空間：ネットワーク等の中に広がる、多数の人が自由に情報の提供・取得等を行える仮想的な空間。

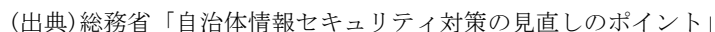
⁷ IoT (Internet of Things、モノのインターネット)：自動車、家電、ロボット、施設等のあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやり取りすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が発展し、新たな付加価値を生み出すもの。

⁸ AI (Artificial Intelligence、人工知能)：人間が行う「知的ふるまい」の一部を、コンピュータプログラムを用いて人工的に再現したもの。

地方公共団体における自治体のセキュリティ対策については、平成 27(2015)年に発生した、日本年金機構における外部からの不正アクセスによる情報漏洩事案に端を発し、①マイナンバー利用事務系の分離、②LGWAN⁹接続系とインターネット接続系の分離、③自治体情報セキュリティクラウドの構築、を行うという、いわゆる「三層の対策」により、抜本的な強化が行われました。これにより、現在、情報セキュリティにおけるインシデント数は大幅に減少しており、短期間でセキュリティ対策の抜本的な強化が図られたといえます。

こうした状況を踏まえ、国は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改訂等に係る検討会」を立ち上げ、新たな時代の要請を踏まえ効率性や利便性を向上させた**新たな自治体情報セキュリティ対策**について検討を行いました。

【図8 「新たなモデル(βモデル)のイメージ」



10 クラウド・バイ・デフォルト原則：各府省で政府情報システムを整備するにあたって、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するという方針。

5 東京都の動き

東京都では、都における ICT の利活用の今後の展開を示すため、平成 29(2017)年 12 月に、「東京都 ICT 戦略」を策定しました。この戦略では、基本的な考え方として、図 9 のとおり、①都市機能を高めるに当たって、ICT を活用する、②データを活用する、③ICT を活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する、④民間における ICT 活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる、の 4 つの柱を掲げており、ICT を活用した東京の 5 年後の姿と施策展開を示しています。

【図 9 「東京都 ICT 戦略」の 4 つの柱】

- | | |
|-----|---|
| 柱 1 | 都市機能を高めるに当たって、ICT を活用する |
| 柱 2 | データを活用する |
| 柱 3 | ICT を活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する |
| 柱 4 | 民間における ICT 活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる |

これ以外にも、東京都では、ICT の分野に力を注いでおり、令和元(2019)年 9 月には、「TOKYO Data Highway 基本戦略」が策定され、世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し、5G¹¹ネットワークを早期に構築する旨の内容が発表されました。

また、同年 9 月には、Society5.0 施策の推進や 5G 施策の推進等を担任事項とする、新たな副知事が就任しています。この結果、令和 2(2020)年 2 月には「スマート東京実施戦略～東京版 Society5.0 の実現に向けて～」が策定され、図 10 のとおり、スマート東京の実現に向けて、①「電波の道」で「つながる東京」、②公共施設や都民サービスのデジタルシフト、③都庁のデジタルシフト、の 3 つの柱を立てて取組を具現化・加速化させています。

【図 10 スマート東京実施戦略の 3 つの柱】

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 「電波の道」で「つながる東京」 |
| 2 | 公共施設や都民サービスのデジタルシフト |
| 3 | 都庁のデジタルシフト |

¹¹ 5G：第 5 世代移動通信システムのこと。現在の 4G よりも高速な通信速度を有し、それに加え「多数同時接続」、「超低遅延」といった特徴を有している。

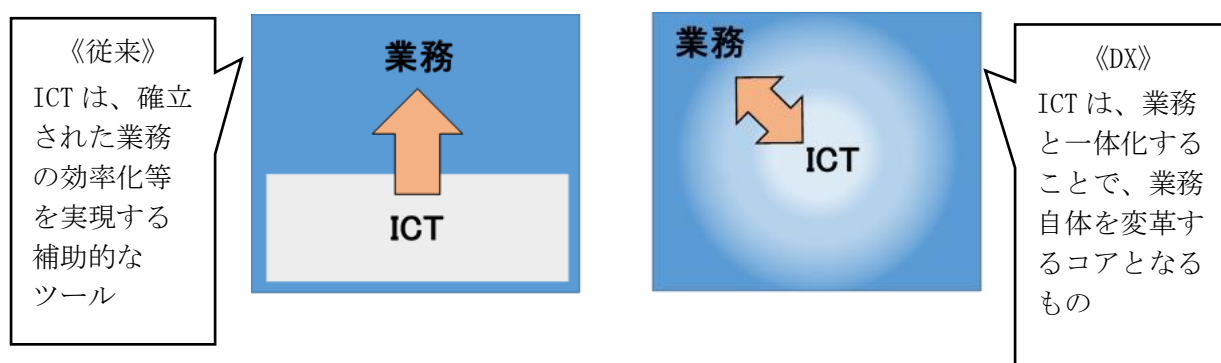
6 計画の目的

今回策定する「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」(以下「計画」という。)は、「ICT 計画 2020」や、それ以前の計画において構築してきた成果を基盤にしつつ、新たな時代の要請に対応し、次世代の区政を支える計画です。

そのため、本計画を推進するにあたっては、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の概念を取り入れ、図 11 のとおり、ICT を業務における補助的なツールとするのではなく、業務自体を良い方向に変化させる業務のコアとなるものと捉え、ICT をさらに推進し、積極的なデジタル化を進めることで、業務の効率化や区民サービスの向上につなげていきます。

また、国や東京都の動向や、時代の要請を踏まえつつ、区における ICT を活用した施策展開のビジョンを示し、区民及び区が ICT の利便性を享受できるような環境を構築していきます。

【図 11 デジタルトランスフォーメーションにおける ICT の位置付け】



(出典)総務省「令和元年度情報化通信白書」を改変

7 計画の構成及び期間

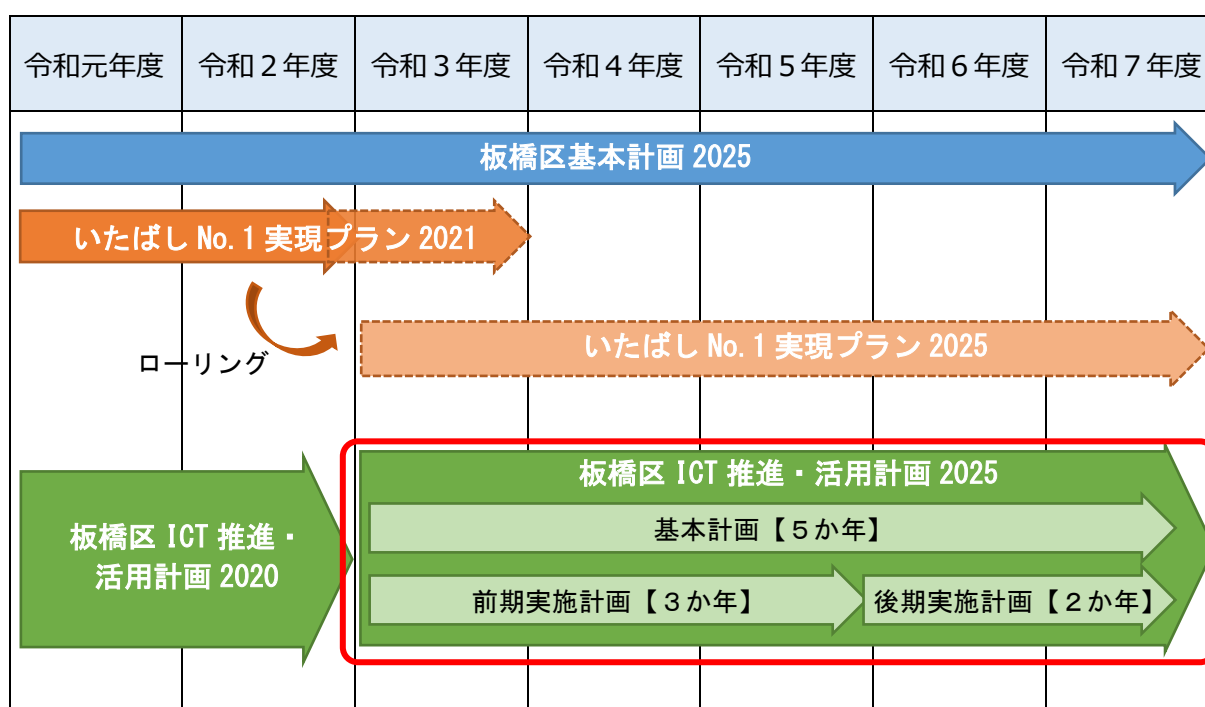
急速な進化を遂げている ICT を取り巻く環境に鑑み、本計画は、図 12 のとおり、「基本計画」と「実施計画」から成る二層構造とします。

基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年とし、令和7年度末までに実現すべき区の将来の姿を示すとともに、実現するための根幹となるビジョンを提示します。

実施計画は、基本計画の内容を実現するための各種施策を包括的に示すものとし、前期は令和3年度から令和5年度までの3か年、後期は令和6年度から令和7年度までの2か年で推進していきます。なお、令和2年度の計画策定段階においては、後期実施計画の策定は行わず、令和5年度に行います。

また、今後、ICT を取り巻く技術革新等が進み、区政や区民の生活環境に大きな影響を与えていく可能性もあります。そのような変化に対して、区としても柔軟かつ適切に ICT の活用を推進していくため、後期実施計画を策定する際の見直しのみでなく、必要に応じて随時、計画の見直しを図っていきます。

【図 12 本計画の計画期間と、関連する各種計画の計画期間】



8 計画の位置付け

区では、平成 27 年度から概ね 10 年後を想定した「板橋区基本構想」（平成 27 年 10 月策定、以下「基本構想」という。）を策定しており、基本構想を実現するための方策の中に、「ICT 化と情報公開による業務革新と区民参加を推進するなど経営の質の向上を図るとともに、個人や地域、事業者、関係機関などが協働して地域課題を自ら積極的に解決していける持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。」と記載されています。

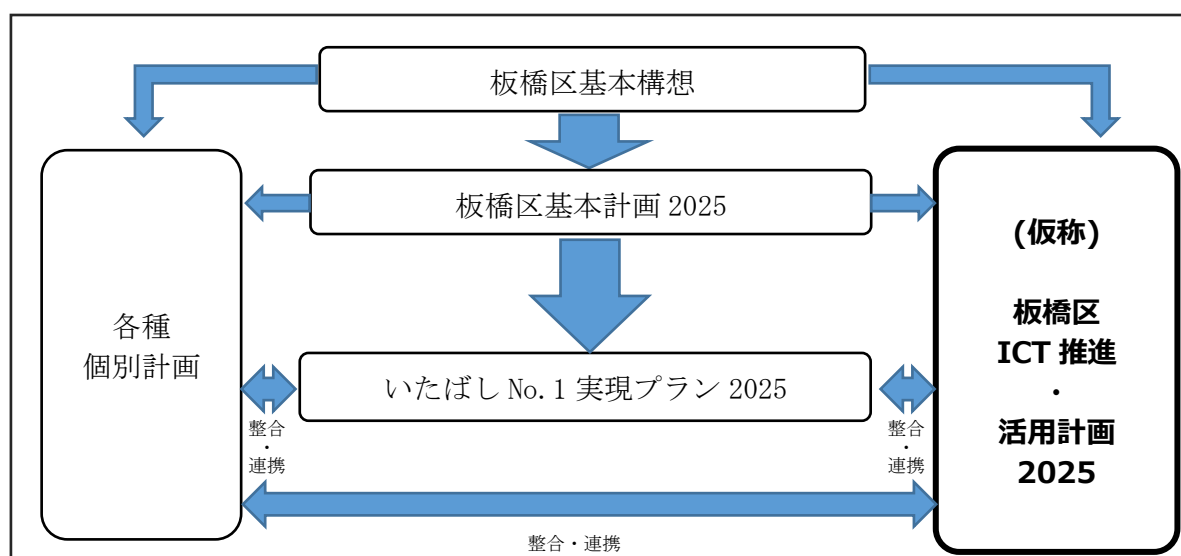
また、基本構想を基に策定された「板橋区基本計画 2025」（平成 28 年 1 月策定、以下「基本計画 2025」という。）の中では、第 4 章「計画を推進する区政経営」における基本方針の一部として、「…ICT 資産の活用や区政情報のオープンデータ化の推進、民間の優れた手法や活力を積極的に活用するなど適切な手法によって、区民サービスの向上を図り、質の高い行政サービスを安定的に提供していきます。」と掲げられています。

さらに、基本計画 2025 の後半 5 年間におけるアクションプログラムである「いたばし No.1 実現プラン 2025」（令和 3 年●月策定、以下「No1 プラン 2025」という。）では、重点戦略の一つとして「DX の推進」を掲げており、ポストコロナ時代に向けた変化を変革の好機と捉え、デジタルトランスフォーメーションを推進することによって区民サービスの質を高めていくこととしています。

本計画は、それらの内容を踏まえた、区全体における ICT の推進と活用を実施していくための個別計画として策定します。併せて、官デ法第 9 条第 3 項に策定が努力義務と規定されている「市町村官民データ活用推進基本計画」として位置付けます。策定にあたっては、基本構想や基本計画 2025、No1 プラン 2025 及び各種個別計画と整合・連携を図りつつ、国や都などの計画等とも整合を図っていきます。

なお、GIGA スクール構想等、教育の ICT に関する部分については、「いたばし学び支援プラン 2021」及びそれに関連する計画にて、進捗管理を行っていきます。

【図 13 区における各種計画との関連性】



9 前計画の評価と課題

前計画である ICT 計画 2020 は、「ICT 環境の整備にとどまらず、ICT の更なる利活用を促進することにより、区民生活の利便性や安全性、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資することをめざします」という基本方針のもと、各種取組を進めてきました。

ICT 計画 2020 では、①開かれた区政の実現、②区民サービスの向上、③情報セキュリティの強化、④安心・安全の向上、⑤行政事務の効率化、計画に関する進捗管理の5つの基本目標及び「計画に関する進捗管理」を定め、体系化し、計41の推進施策を進捗管理していました。

令和2(2020)年7月から8月にかけて実施した、ICT 計画 2020 の令和2年度末見込み評価調査においては、図14のとおりの結果となりました。

【図14 ICT 計画 2020 令和元年度末時点における各推進施策の方向性】

基本目標		完了	順調	概ね順調	未達成
①開かれた区政の実現	4 施策	0 施策	4 施策	0 施策	0 施策
②区民サービスの向上	13 施策	2 施策	6 施策	5 施策	0 施策
③情報セキュリティの強化	3 施策	0 施策	2 施策	1 施策	0 施策
④安心・安全の向上	4 施策	2 施策	2 施策	0 施策	0 施策
⑤行政事務の効率化	15 施策	3 施策	11 施策	0 施策	1 施策
計画に関する進捗管理	2 施策	0 施策	1 施策	1 施策	0 施策

この結果を考察すると、①開かれた区政の実現、②区民サービスの向上、③情報セキュリティの強化、④安心・安全の向上、「計画に関する進捗管理」の5つについては、「未達成」がありません。したがって、ICT 計画 2020 の計画期間である平成28年度から令和2年度において、各推進施策が一定の効果を発揮し、計画で掲げた基本目標の達成に寄与したと考えられます。

一方で、⑤行政事務の効率化については、「No32 ICT 活用に関する他機関との連携強化」の1施策について「未達成」という評価となりました。この施策に含まれるスマートシティを推進していくためには ICT の活用が不可欠となりますので、本計画においても引き続き施策として位置付け、「板橋区スマートシティ推進方針」（平成29年3月策定）に沿って、持続可能なまちづくりをめざしていきます。

なお、「完了」「順調」「概ね順調」のいずれかの評価となった推進施策についても、デジタルトランスフォーメーションを進めていくためには、継続若しくは拡大が必要な施策もあります。そのため、各施策の現状を踏まえ、整理を行いながら、本計画においても継承していきます。

第2章



「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」 基本計画

第2章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」基本計画

1 基本計画の位置付け

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」の基本計画は、目まぐるしく変化している ICT を取り巻く環境や、自然災害・感染症等における新たな取組等、現在の実情を俯瞰した上で、5年後の区における2つの ICT 活用ビジョンを示します。このビジョンを踏まえ、後述する実施計画において基本方針を設定し、体系的な施策展開を行っていくことで、本計画の目的であるデジタルトランスフォーメーションを実現していきます。

ビジョン①

ICT を活用した官民の連携強化や、業務の効率化をめざします

ICT は、様々な企業や官公庁、個人などが保有している各種データや、世の中にあるビッグデータ¹²等を分析し、活用することにより、新たな価値を生み出します。そして、生み出された新たな価値を区の業務等に付与することができれば、区民サービスの向上につながり、今後の区政に大きなプラスの影響を与えることができます。

また、ICT をさらに活用することで、従来の業務をより効率化することが期待されます。今後より加速する少子高齢化や、いつ起きるか予測が難しい災害や感染症等によって、現在の人数よりも少ない職員で、効率的に区の業務を進めていかなければなりません。業務の効率化は、単純に職員の負担を減らすということではなく、効率化した結果生み出された時間を新たな政策立案や人的サービス等に振り向けることができます。

しかし、ICT を導入するためには、知識やデータ量、専門的な人材等の不足により、区だけの力では限界があります。そのため、今後は、官である区と、民である大学等の研究機関や民間企業との連携を強化しながら、業務の効率化等に向けた ICT の更なる活用を研究し、導入を進めていきます。

¹² ビッグデータ：従来のシステムでは、記録や保管、解析といった作業が難しい巨大なデータ群のこと。

ビジョン②

ICT を活用し、更なる区民サービスの向上を図ります

近年、ICT は急速かつ大規模に普及し、今や私たちの暮らしに欠かせないものとなっています。特に、インターネットの普及は、安全かつ自由に多種多様な情報を入手し、共有し、発信することができるようになり、ICT の発展と普及に大きく関係しています。

区でも、ICT は重要な要素の一つとしてとらえており、各種業務システムの稼働や、スマートフォン用アプリの提供など、政策分野を越えて横断的に業務を支えており、区民サービスの向上につなげてきました。

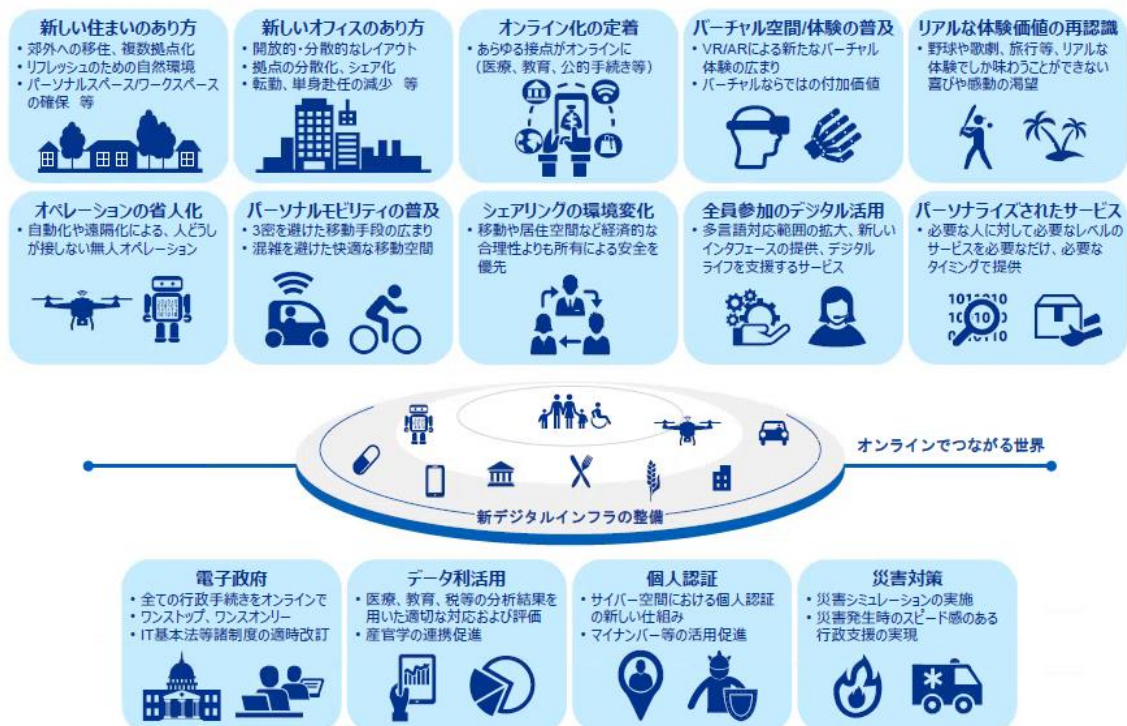
また、電子申請やオンライン決済等は、私達の生活に定着しつつありますが、区の手続きにおけるこれらのサービスの利用は、十分に進んでいないのが現状です。

そのため、区民が ICT を活用したサービスの向上を実感できるよう、区としては、これまでの手続きのあり方を今一度見直し、社会では当たり前のサービスを、区の業務において適用できるか検討し、実装していきます。

加えて、AI やドローン¹³・ロボット、IoT 等の民間企業等で積極的に採用されている最新技術を、区の業務にも導入できるか検討することが大切となります。

そのため、区としては最新技術の研究を行い、可能なものから費用対効果を見極めて、積極的な導入を進めていきます。

【図 15 デジタルトランスフォーメーション実現後のイメージ】



（出典）内閣官房「ニューノーマル時代の IT の活用に関する懇談会 最終報告書」

¹³ ドローン：乗務員を乗せず、遠隔操作や自律制御によって飛行する無人航空機のこと。

2 推進体制

本計画は、以下の推進体制のもと、組織的・全庁的に推進し、デジタルトランスフォーメーションを実現していきます。

(1) ICT推進・活用本部

情報化施策の総合調整・地域における情報化の推進・計画にかかる意思決定、施策の調整を行います。また、計画の進捗状況や国・他団体の情報施策の報告を受け、共有します。本部長は区長とします。

(2) 情報統括責任者（CIO）

ICT推進・活用本部における所掌事務を統括し、本部長を補佐します。CIOは副区長とします。

(3) 最高情報セキュリティ責任者（CISO）

区における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有します。CISOも副区長が兼務します。

(4) CIO補佐官、CISO補佐官

CIO、CISOの業務を補佐します。CIO、CISOが政策経営部長を指名し、その職務を代理させることができます。

(5) 各種部会

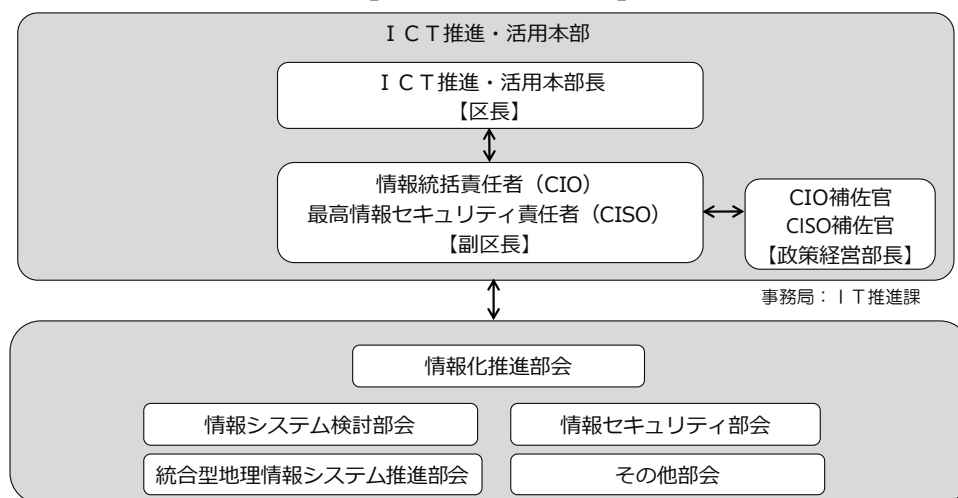
ICT推進・活用本部の指定する事項を調査・検討するとともに、事務を補佐します。また、庁内システム構築（再構築を含む）の際等、必要に応じて部会を設置します。情報化推進部会、情報システム検討部会、情報セキュリティ部会、統合型地理情報システム推進部会等があります。

(6) 事務局（IT推進課）

本部及びCIO・CISOの庶務は、政策経営部IT推進課において処理します。

また、各部会の庶務は、部会の主たる調査・検討事項を所掌する課において処理します。

【図 16 推進体制】



第 3 章



「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」 前期実施計画

第3章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画

1 前期実施計画について

前期実施計画は、基本計画で掲げる2つのビジョンを基に、4つの基本方針を掲げ、それぞれに令和3年度から令和5年度までの間で実施すべき施策を示すことで、基本計画の前期3年を着実に推進していきます。

基本方針Ⅰ「業務の改善・効率化」

生産年齢人口の減少が見込まれる中、ICTを活用した施策を展開し、業務の効率化や働き方改革を行っていきます

(1) 新たな技術の導入及び各種システム等の標準化

近年、我が国においては、出生数が団塊ジュニア世代¹⁴の半分以上にとどまっている状況であり、これからは労働力の絶対量が確実に減少していきます。

区でも、平成31(2019)年1月に策定した「板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)」では、図17のとおり、生産年齢人口である15歳から64歳までの人口は、令和7(2025)年をピークに減少していく見通しであり、楽観視できない状況にあります。

このような状況の中、自治体戦略2040構想研究会¹⁵が平成30(2018)年7月に発出した報告では、「半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体」になるような仕組みを構築する必要があるとされ、そのためには、①AIやロボティクス等の技術を使いこなす、②各種事務や申請書、情報システム等の標準化・共通化、についての検討が必要とされています。

区では、これまでもAIやRPA¹⁶の導入等により業務の効率化を進めてきました。今後は、これまで導入したAIやRPA等をさらに有効活用し、積極的な施策展開を進めることで、定例的・定型的な作業を減らし、更なる業務の効率化を図っていきます。さらに、一部の先行自治体において導入されているAI-OCR¹⁷やチャットボット¹⁸、ドローン等の新たな技術についても、費用対効果を見極めながら、積極的な導入を進めていきます。また、「板橋区スマートシティ推進方針」に則りスマートシティを実現するためには、ICTは欠かせないものです。民間事業者等と連携し、これまでにない新たな技術の導入等も検討していきます。

¹⁴ 団塊ジュニア世代：日本で昭和46(1971)年から昭和49(1974)年に生まれた世代のことであり、年間出生数は200～210万人。なお、平成30(2018)年の出生数は92万人。

¹⁵ 自治体戦略2040構想研究会：今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とした、総務大臣主催の研究会。

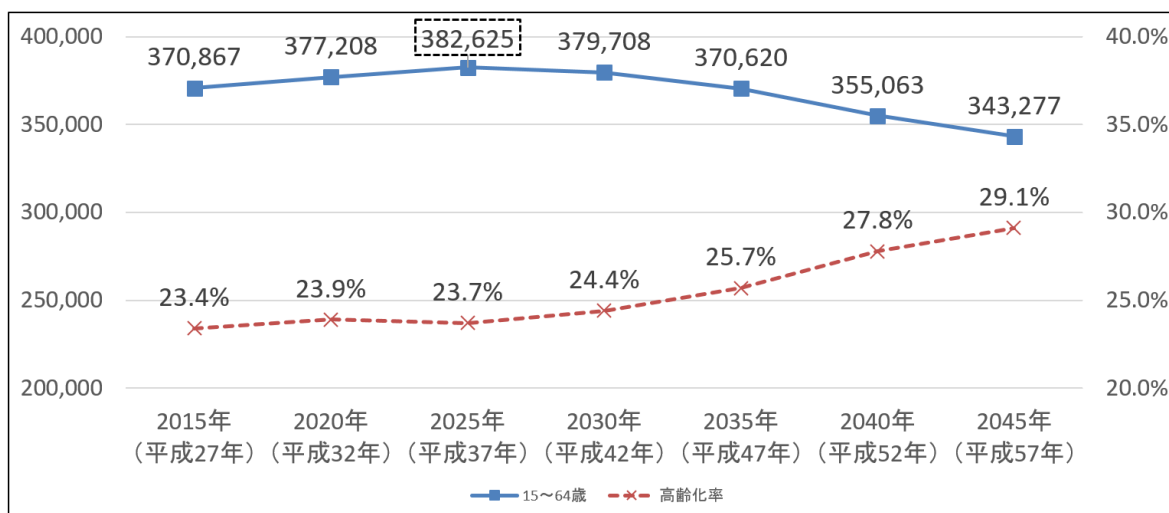
¹⁶ RPA(Robotic Process Automation)：パソコンでのデータ入力や転記作業等の定型作業を、自動で処理させるソフトウェアのこと。

¹⁷ AI-OCR：手書き書類等を読み取りデータ化するOCR(光学文字認識機能)に、AIの技術を活用したもの。

¹⁸ チャットボット：人工知能を活用した自動会話プログラム。

加えて、各種事務やそれに伴うシステム等については、標準化されていないため、カスタマイズ等が発生し、経費がかさんでいます。そのため、今後は、他自治体と足並みを揃えつつ、自治体クラウド¹⁹の導入といった標準化に向けた取組を進めていきます。

【図 17 区における生産年齢人口と高齢化率の推移】



(出典)「板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)」を抜粋

(2) 業務継続性の確保及び新たな働き方の実現

近年は、地震や台風等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症等の発生により、区の業務継続性が問われる場面が増えています。特に新型コロナウイルス感染症では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条第1項に基づいた緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛や3密²⁰回避の徹底等が求められました。このような状況の中、一部の民間企業や先行自治体等では、働き方改革の一環として従来から行われていたテレワークやWeb会議²¹により、業務の継続に高い効果を発揮しました。

一方、区においても、感染拡大のリスクを減らすための緊急対策として、在宅勤務を実施しましたが、テレワークに必要なネットワーク環境やシステムが導入されていないため、一部業務のみ実施が可能という状況でした。また、3密を防ぐために有効であるWeb会議についても、実施できる環境が限られており、会議の開催等に支障が出ました。

そのため、区においても、基礎的自治体としての役割をしっかりと果たすため、人と人との接触が制限されるような状況に陥っても業務が継続できるよう、テレワークやWeb会議等を導入するとともに拡大していきます。

¹⁹ 自治体クラウド：クラウドコンピューティング技術を活用し、複数の自治体でシステムを集約することで、経費削減及び職員の負担軽減を行うもの。削減された経費や負担等を他の業務に振り向けることで、質の高い住民サービスの提供が可能となる。

²⁰ 3密：「密閉」「密集」「密接」の3要素の総称。

²¹ Web会議：離れた場所にいる相手とインターネット(Web)を介してリアルタイムで会議を開催すること。

基本方針Ⅱ「マイナンバーカードの普及・活用」

マイナンバーカードの普及啓発を進めていくとともに、カードの利活用施策を展開していきます

(1) マイナンバー制度の目的

マイナンバー制度は、平成 27(2015)年 10 月 5 日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいた制度であり、社会保障・税・災害対策の分野で、個人の特定を確実かつ迅速に行うことを目的としています。マイナンバー制度により全国民に付番された個人番号を利用することで、情報連携が可能となっており、これまで必要とされていた添付書類の省略等、国民の利便性向上と行政の効率化に寄与しています。

(2) マイナンバー制度に係る基盤の整備

マイナンバー制度の開始に伴い、平成 28(2016)年 1 月からマイナンバーカードの交付を開始しました。マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるものであると同時に、様々な行政サービスを受けることができる大変有用なものであり、制度の基盤となるものです。しかし、全国におけるカードの交付率は 19.4%(令和 2(2020)年 9 月 1 日時点)であり、カードの普及が伸び悩んでいるのが現状です。区におけるマイナンバーカードの交付率は、図 18 のとおり、全国と比較すると高い数値となっていますが、依然として低い水準にあることに変わりありません。マイナンバーカードの交付率向上に向けた取組は、これまでも進めてきていますが、今後は、より積極的な取組を進めていき、交付率を向上させていきます。

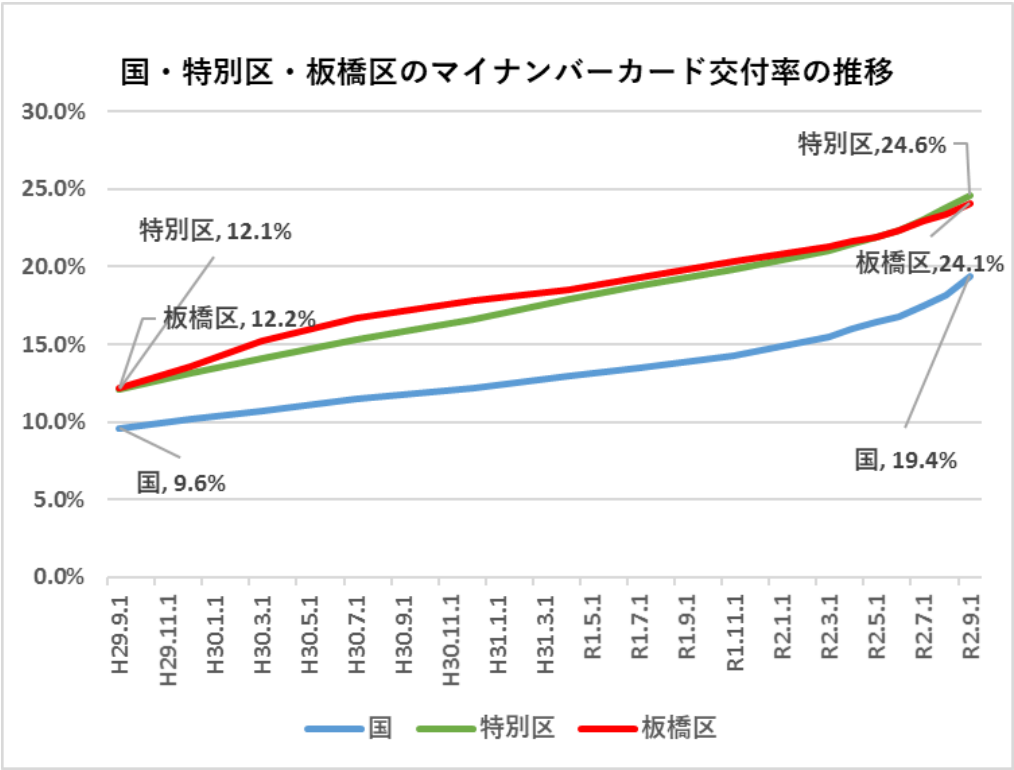
(3) マイナンバー制度の利便性向上

マイナンバー制度がなかなか浸透しない理由の一つとして、区民が利便性を実感しにくいことがあげられます。新型コロナウイルス感染症に端を発した、特別定額給付金²²の申請に際しては、マイナンバーカードを利用した電子申請が行われましたが、申請方法が複雑であり、申請に戸惑う状況も発生しました。

マイナンバー制度やマイナンバーカードの利便性を訴求していくため、マイナンバーカードを用いた諸証明の交付推進や、マイナポータル²³の充実を進めていきます。また、区民目線に立ちながら、図 19 にある国が展開する施策を区でも着実に実行していくと同時に、区独自の普及施策も検討し、費用対効果を踏まえて実施していきます。

²² 特別定額給付金：新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、住民票のある方を対象に、一律 10 万円が支給された給付金。

【図 18 国・特別区・板橋区のマイナンバーカード交付率の推移】



(出典)総務省 HP のデータを基に板橋区作成

【図 19 国が想定するマイナンバー制度における今後の展開】

令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年以降
マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善のため、令和 2 (2020)年内に以下のような33項目の工程表を策定し、できるものから実行。 (例) ・マイナポータルなどのUX・UIの最適化 ・カードの発行、更新等が可能な場所の充実 ・カードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記の検討 等		
・乳幼児健診等情報のデータ提供開始 ・引っ越しOSS順次開始 ・マイナポイントの実施	・特定健診データの閲覧開始 ・薬剤情報の閲覧開始 ・医療費情報の閲覧・提供開始 ・マイナンバーカードにおける健康保険証利用開始	

(出典)内閣官房作成資料を基に板橋区作成

基本方針Ⅲ「オンライン化の促進」

区民サービスの向上を図るため、各種手続きのオンライン化を進めていくと同時に、手続き自体のあり方を変革していきます

(1) 背景

今や、民間企業だけでなく地方公共団体においても、オンラインでの手続きや申請が増えています。デジタル手法による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」では、第5条第4項の規定により、行政手続きのオンライン化に係る必要な措置を講ずることが努力義務として明記されました。また、「デジタル・ガバメント実行計画」においては、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントを推進するために国が取り組む地方公共団体の行政手続きのオンライン化の推進を図るための施策が取りまとめられているところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、オンライン申請は、人と人との接触を極力減らすことができる非常に効果的な手段の一つとして注目されています。

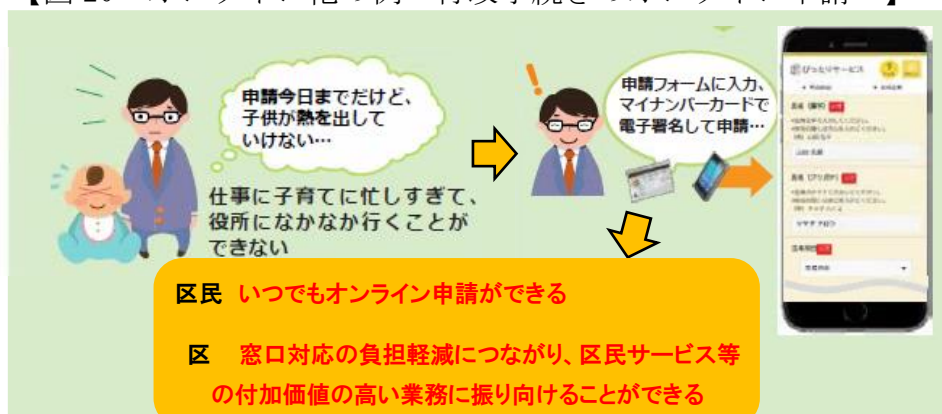
(2) オンライン化に向けた取組

区では、既に各種電子申請サービスを実施しているところですが、本人確認や手数料等の納付、紙媒体での書類の添付等が、更なるオンライン化を進めるにあたっての課題となっています。

そのため、手続き自体を見直すと同時に、オンライン収納・キャッシュレス決済等の収納チャンネルの拡大等について検討することで、オンラインのみで完結できる手続きを増やし、図20にあるような効果を生み出していきます。

さらに、区の業務においても、オンラインでも業務ができるよう、テレワークやWeb会議等を利用できる環境の構築や、業務自体のあり方について見直しを図ります。

【図20 オンライン化の例～行政手続きのオンライン申請～】



(出典)内閣府「子育てワンストップサービス(マイナポータルの「ぴったりサービス)」を改変

基本方針Ⅳ「データの利活用」

区が持つ様々なデータを利活用できる環境をつくり、データを用いた様々な施策を展開していきます

(1) データの重要性

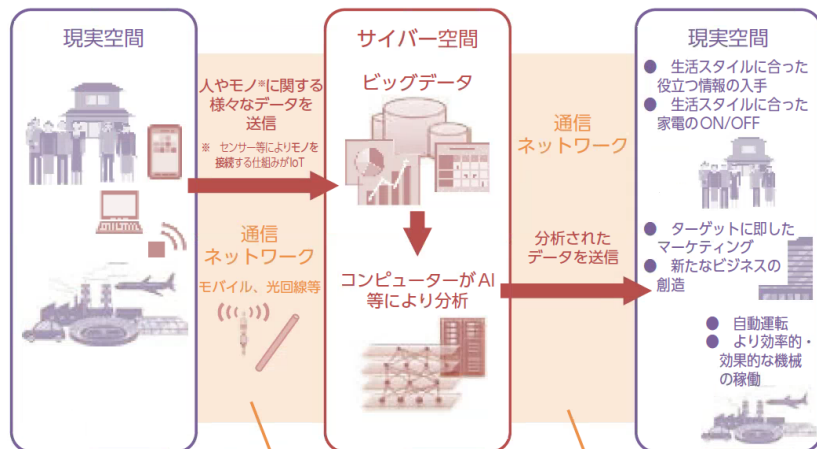
近年、IoT 等の普及により、インターネットの利用が拡大し、様々なものがデジタル化されているのに合わせて、膨大なデータの生成や、収集、蓄積が進んでいます。データは「21 世紀の石油」とも言われ、非常に価値が高いものとされていますが、収集、蓄積しているだけでは価値は低く、図 21 のとおり、複数のデータやビッグデータ等を掛け合わせて分析・利活用することで真価を発揮します。区においても、データを利活用することができれば、今後の区政経営に大きな効果を与えるものとなり、区民サービスの向上に向けた新たな価値を創造することが可能となります。

(2) 区におけるデータの利活用

区では、各業務において膨大なデータを保持していますが、区が保持するデータを利活用する上では、個人情報の秘匿化(非識別加工情報²³)や、データを出力する形式の不統一、紙データの存在等、複数の課題が山積しています。そのため、まずは、データの利活用に向けて、課題を一つずつクリアしていき、基盤となる環境を構築していくと同時に、オープンデータの更なる公開を進め、開かれた区政を推進していきます。

また、データの利活用を進めるために、分析等の各種手法について研究し、啓発していくことで、データ利活用人材を育成していきます。併せて、現在でも利用可能なオープンデータや地理情報等について、積極的に活用し、データを基にした新たな価値の創造や、証拠に基づいた政策立案(EBPM)を進めていきます。

【図 21 データが価値を創出するプロセスと仕組み】



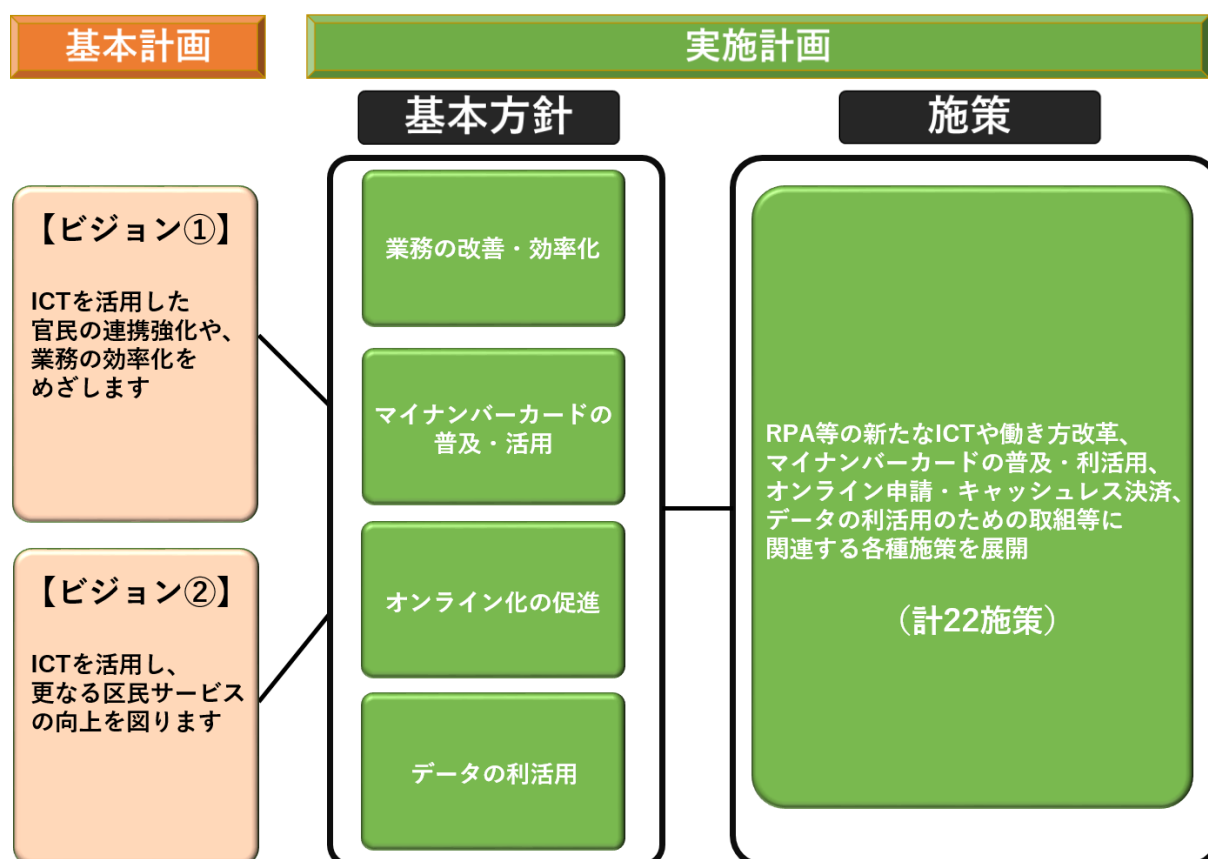
(出典)総務省「令和元年度情報通信白書」

²³ 非識別加工情報：行政が保有している情報を、特定の個人が識別できないように加工し、復元することもできないようにした情報。

2 施策展開の考え方

前期実施計画に盛り込む施策は、これまで示してきた4つの基本方針それぞれに関連した内容を体系的に展開していきます。また、各施策については、3か年の事業量を示しつつ、年度別の計画も併せて示していきますが、今後の社会情勢等における変化にも対応できるよう、柔軟な計画の運用を行っていきます。

【図 22 施策体系】



3 施策一覧

No	基本方針				施策名
	I	II	III	IV	
01	◎	○	○	○	新たな ICT の活用に向けた検討
02	◎	○		○	RPA 事業の拡大
03	◎			○	会議録作成支援システムの活用強化
04	◎		○	○	医療・介護連携情報共有システムの検討 【新規】
05	◎		○		「新たな自治体情報セキュリティ対策」に対応する 全庁 LAN 環境整備の検討 【新規】
06	◎		○		テレワーク環境の整備及び運用 【新規】
07	◎		○		Web 会議の推進 【新規】
08	◎		○		基幹系業務システムにおける自治体クラウド導入に向けた 計画策定
09	◎				(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターシステム (児童相談所業務システム) の構築
10	◎		○	○	スマートシティの推進
11	○	◎	○		マイナンバーカードの交付率向上及び普及促進
12	○	◎	○		マイナンバーカードによる諸証明の交付率向上
13	○	◎	○	○	ぴったりサービスにおける検索可能な手続きの拡充
14	○	◎	○	○	マイナンバーカードにおける新たな利活用施策の導入検討
15	○		◎		行政手続きにおけるオンライン申請の拡大
16	○		◎		区税・各種保険料の収納方法及び使用料・手数料の支払方法 の拡大
17	○		◎	○	環境マネジメントシステム内部環境監査のリモート実施
18	○			◎	データ利活用に向けた庁内データの環境整備
19	○			◎	データの利活用
20	○			◎	地理情報の活用拡大
21	○			◎	熱帯環境植物館における二次元コード及び SNS を 活用した情報発信 【新規】
22	○	○	○	○	個人情報保護に係る取組

※Ⅰ：業務の改善・効率化、Ⅱ：マイナンバーカードの普及・活用、Ⅲ：オンライン化の促進、
Ⅳ：データの利活用

4 施策詳細

No	01	施策名	新たな ICT の活用に向けた検討				
担当部署			IT 推進課、関係主管課				
施策概要			デジタルトランスフォーメーションを進めていくためには、新たな ICT が必要不可欠となります。一方で、AI や IoT、5G 等の新たな ICT を速やかに実装していくには、その技術の研究や実証実験を用いた効果測定が必要となります。したがって、次々生み出される新たな ICT を常に研究し、効果があると認められた技術については、段階的に実証実験を行い、新たな ICT の導入に向けた準備や人材育成等を着実に行っていきます。				
3 か年事業量		年度別計画					
		令和 3 年度				令和 4 年度	令和 5 年度
		※年度別事業量については調整中					
【新技術の研究】 実施 【実証実験】 年 6 件以上							

No	02	施策名	RPA 事業の拡大		
担当部署			IT 推進課、関係主管課		
施策概要					
RPA は、職員が実施している単純で定例的な処理を代わりに行わせる「業務の自動化ツール」であり、令和 2 年度から一部業務で効果測定を行いました。これにより、作業時間の縮減や職員負担の軽減を実現するとともに、縮減した時間をよりクリエイティブな業務や区民対応等の付加価値の高い業務に充てていきます。加えて、ヒューマンエラーの防止にもつなげていきます。 さらに、庁内における RPA 事業を定着させるため、研修を実施し、職員への理解促進を図ります。					
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【実行シナリオ数】 延 36 シナリオ以上 【作業工数の 省力化割合】 6 割以上の省力化 【研修】 計 3 回以上		※年度別事業量については調整中			

No	03	施策名	会議録作成支援システムの活用強化		
担当部署			IT 推進課		
施策概要			会議録作成支援システムは、音声データを AI が自動で文字に起こし、簡単な編集作業を行うことで、会議録の作成を効率化するものであり、令和 2 年度から運用を開始しました。 本システムの活用を全庁的に推進していくため、操作・活用に関する研修や周知活動を実施し、活用の強化を図っていきます。また、本システムをより効果的に運用していくため、随時運用方法の改善を行っていきます。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【システム利用 会議数】 拡大 【研修】 計 3 回以上 【運用の改善】 実施		※年度別事業量については調整中			

No	04	施策名	医療・介護連携情報共有システムの検討		
担当部署			おとしより保健福祉センター		
施策概要			【新規】 高齢者は加齢に伴い医療と介護の両方を必要とする状態になりやすく、医療・介護関係者の緊密な情報共有が必要となります。 既に区内では、板橋区医師会が中心となってシステムを活用していますが、区内の病院、介護事業所等では、独自にシステムを導入している所もあり、異なるシステム同士の連携が課題となっています。これを解決するため、東京都は「東京都多職種連携ポータルサイト」を開設し、円滑なシステムの連携を進めています。そのため、区は「東京都多職種連携ポータルサイト」を活用しながら、システムの利用普及・利用効果の検討等について関係機関と協力しながら効果的な運用を検討します。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
システム運用		※年度別事業量については調整中			

No	05	施策名	「新たな自治体情報セキュリティ対策」に対応する 全庁 LAN 環境整備の検討		
担当部署		IT 推進課			
施策概要		【新規】 テレワークや Web 会議等、時代の新たなニーズに着実に対応し、利便性の向上とセキュリティ対策を両立させていくため、国が提示した「新たな自治体情報セキュリティ対策」に基づいた、新たな内部情報系システムの構築を検討していきます。 また、それに先立ち、テレワーク等に対応した新たな全庁 LAN パソコンの調達を実施していきます。			
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【新たな内部情報系システムの構築】 検討 【新たな全庁 LAN パソコンの調達】 調達完了		※年度別事業量については調整中			

No	06	施策名	テレワーク環境の整備及び運用		
担当部署			経営改革推進課・IT 推進課・人事課		
施策概要			【新規】 働き方改革が叫ばれる中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、職場に来なくても業務を行えるテレワークの導入が官民間わず全国各地で進んでいます。 そのため、テレワークに必要なネットワークや機器等の環境整備を行い、テレワークの実現をめざしていきます。		
3 か年事業量			年度別計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【機器等の環境整備】 構築完了 【制度設計】 制度設計完了 【テレワーク実施課】 拡大			※年度別事業量については調整中		

No	07	施策名	Web 会議の推進		
担当部署			IT 推進課		
施策概要			【新規】		
新型コロナウイルス感染症の拡大防止を契機として、対面での打合せを避け、インターネットを用いて会議を行う Web 会議の需要が高まっています。区としても Web 会議を普及させていくため、現在整備しているシステムの環境を活用し、庁内における Web 会議の普及を進めていきます。また、Web 会議システムの更なる活用に向けた環境等の検討も進めていきます。					
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【庁内会議の Web 会議数】 計 6 会議以上 【更なる活用】 検討		※年度別事業量については調整中			

No	08	施策名	基幹系業務システムにおける自治体クラウド導入に向けた計画策定		
担当部署			IT 推進課		
施策概要			現在、国は自治体クラウドの導入を各自治体に促しています。自治体クラウドを本格導入するためには、複数の自治体が有する情報システムを集約することが必要となり、各情報システムにおけるカスタマイズの抑制が課題となります。 これを解決するため、現在、国において基幹系業務²⁴における業務フローを反映する標準仕様書の策定が進められています。区としては、国が策定する標準仕様書の検討状況を見据え、各業務との整合性を検証し、今後の導入に向けた計画を策定していきます。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【導入計画】 策定完了		※年度別事業量については調整中			

²⁴ 基幹系業務：自治体における住民基本台帳・税務・福祉等の業務。

No	09	施策名	(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターシステム (児童相談所業務システム) の構築		
担当部署		児童相談所開設準備課			
施策概要					
児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となったことを受け、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持った「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」を令和4(2022)年4月に開設します。 センターの開設に伴い、新たなシステムを構築し、東京都及び子ども家庭支援センターが保有するデータを移行させ、区が設置する児童相談所及び子ども家庭支援センターの両業務に係る情報の一元管理等を行うシステムを導入することで、業務を円滑に進めていきます。併せて、システムの操作研修を実施することで、職員におけるシステム操作の理解促進に努めます。					
3か年事業量		年度別計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【データ移行】 令和3年度中に完了 【検証作業】 令和3年度中に完了 【操作研修】 計10回以上		※年度別事業量については調整中			

No	10	施策名	スマートシティの推進		
担当部署			環境政策課		
施策概要			区では、「東京で一番住みたくなるまち」の実現や持続可能なまちづくりを進めるため、環境に配慮したまちづくりであるスマートシティを推進しています。区における様々な課題に対して、民間事業者に最新の ICT 等を活用した企画提案をしてもらうことで、官民で連携を図りながら、課題の解決を図っていきます。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【民間事業者と連携した課題解決】 1 件以上解決		※年度別事業量については調整中			

No	11	施策名	マイナンバーカードの交付率向上及び普及促進		
担当部署			戸籍住民課		
施策概要			官デ法に基づき行政手続きのオンライン化の要請が高まっています。多くの区民がオンラインでのサービスを受けられるように、基盤となるマイナンバーカードの交付率を向上させていきます。併せて、交付体制の整備及び強化も図っていきます。		
3か年事業量		年度別計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【交付枚数】 108,000枚		※年度別事業量については調整中			
【出張申請受付数】 7,200枚					
※出張申請受付数は交付枚数に含む					

No	12	施策名	マイナンバーカードによる諸証明の交付率向上		
担当部署			戸籍住民課		
施策概要			平成27年度末から開始したマイナンバーカードによるコンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)での住民票・印鑑証明書・住民税証明書の交付率向上を促進します。 さらに、サービス拡大により令和元年度末から開始したコンビニでの戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票の交付率向上も促進します。		
3か年事業量					
			年度別計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
【住民票・印鑑証明書・住民税証明書】 30% 【戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票】 15%			※年度別事業量については調整中		

No	13	施策名	ぴったりサービスにおける検索可能な手続きの拡充		
担当部署			IT 推進課・マイナンバー利用事務主管課		
施策概要					
国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」における機能の一つであるぴったりサービスには、各自治体が登録した手続きの検索を行うことができる「サービス検索機能」があり、「電子申請機能」と並んで、重要な機能です。 区においても、サービス検索可能な手続きの登録数を増やしていくことで、各種手続きの概要や対象、手続き方法等の詳細をオンラインで確認できるようにしていき、区民サービスの利便性向上を図っていきます。					
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【手続き登録数】 拡大		※年度別事業量については調整中			

No	14	施策名	マイナンバーカードにおける新たな利活用施策の導入検討		
担当部署			IT 推進課・マイナンバー利用事務主管課		
施策概要					
マイナンバーカードの利活用施策については、国が、マイナンバーカードに様々な付加価値を付与することを目的に、各種ワンストップサービス (OSS) や、健康保険証としての利用等、次々と新たな事業を検討し、自治体へ実施・協力を求めています。そのため、国から示された新たな事業について、速やかな検討を行い、区民の利便性及び費用対効果などを踏まえた上で導入判断を行っていきます。 また、国の事業とは別に、区独自の利活用施策についても、区民の利便性向上を図るために検討していきます。					
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【国事業】 国が対応を求める新規事業の着実な導入検討		※年度別事業量については調整中			
【区独自施策】 新たな施策の導入検討					

No	15	施策名	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大		
担当部署			経営改革推進課、IT 推進課		
施策概要			デジタル手続法の施行に伴い、行政手続きにおけるオンライン申請の拡大が求められています。また、新型コロナウイルス感染症を契機として、区役所に来庁しなくても手続きが可能であることも求められています。区として、取り扱う行政手続きのオンライン申請化を進めていき、可能な限り来庁せずに実施できるように改革することで、区民の利便性向上及び職員の働き方改革を推進するとともに、各種申請におけるデジタルトランスフォーメーションを進めていきます。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【手続きの拡大検討】 拡大 【区民等への周知徹底】 計 3 回以上 【手続き件数の増】 増加		※年度別事業量については調整中			

No	16	施策名	区税・各種保険料の収納方法及び使用料・手数料の支払方法の拡大		
担当部署			IT 推進課・納税課・戸籍住民課・関係主管課		
施策概要					
区ではこれまで区税や各種保険料の収納について、様々な収納方法を検討し、マルチペイメント収納を実装してきましたが、新たにクレジットカード及び電子マネー収納等のキャッシュレス決済を実装し、収納方法を拡大していきます。 また、公共施設予約システムにおける使用料や、書類の発行に伴う手数料についても、マルチペイメント収納の実装に向けて検討を進めていきます。					
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【区税・各種保険料 収納に係るクレジ ットカード及び 電子マネー収納】 拡大 【使用料・手数料に おける徴収方法 拡大の検討】 検討		※年度別事業量については調整中			

No	17	施策名	環境マネジメントシステム内部環境監査のリモート実施		
担当部署			環境政策課		
施策概要					
「板橋区環境マネジメントシステム」の内部監査はこれまで対面にて行われてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面ではない形での開催が必要となりました。今後も新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたると考えられ、「with コロナ」に適応していくことも求められます。そのため、内部環境監査の書類審査や、インタビュー等の一部又は全部をリモートで実施し、「with コロナ」に適応していくとともに、監査における業務改善を図っていきます。 併せて、環境マネジメントシステムの書類の電子化を引き続き行っていきます。					
3か年事業量		年度別計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【内部環境監査のリモート実施】 計3回 【報告様式等の電子化の見直し】 計3回		※年度別事業量については調整中			

No	18	施策名	データ利活用に向けた庁内データの環境整備		
担当部署			IT 推進課・区政情報課		
施策概要					
データは「21 世紀の石油」とも言われており、今後新たな政策立案等を行うにあたって、必要不可欠なものです。一方、庁内のデータは、形式等が不統一であり、共有等も難しく、データ利活用の障壁となっています。 そのため、庁内データの統一や共有化、個人情報の秘匿化等に向けた検討を進めることで、区としてデータが利活用しやすい環境を整えていきます。 併せて、既に公開しているオープンデータについても公開を促進していきます。					
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【データの統一及び共有化】 整備 【個人情報の秘匿化】 検討(国に準拠) 【オープンデータの公開及び整備】 継続		※年度別事業量については調整中			

No	19	施策名	データの利活用		
担当部署			IT 推進課		
施策概要					
データという証拠に基づいた政策立案(EBPM)を進めていくため、データの分析手法や、分析結果を直感的に理解させる見せ方について、研究機関や民間事業者等かと協力しながら、検討を行っていきます。					
また、データの利活用に関する職員への理解促進及びスキルの向上を図るため、データの活用方法についての研修を行っていきます。					
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【分析手法及び見せ方】 検討及び実践 【啓発】 研修計 3 回以上		※年度別事業量については調整中			

No	20	施策名	地理情報の活用拡大		
担当部署			IT 推進課		
施策概要			統合型地理情報システム(統合型 GIS)・どこナビいたばし（公開型）にあるデータを活かしつつ、今までの職員向け相談会や研修を見直して、相談会内容の全庁共有や操作、分析方法等の各種相談、実践的な研修を通じて普及を行い、利用部署の更なる増加を図ります。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【普及に向けた活動】 操作事例等の紹介 相談会内容の共有 研修内容の検討		※年度別事業量については調整中			
【活用研修】 計 6 回					
【説明会】 計 9 回以上					

No	21	施策名	熱帯環境植物館における二次元コード及び SNS を活用した情報発信		
担当部署			環境政策課		
施策概要			【新規】 熱帯環境植物館は、外壁や設備等の改修工事のための休館期間を経て、令和 3 (2021) 年 4 月上旬にリニューアルオープンします。 施設の再開に合わせて、館内に無料 Wi-Fi を敷設し、各所に二次元コードを配置することで、来館者が、展示している動植物や熱帯環境に関する詳しい情報を入手できるような環境を整備します。また、SNS で動画配信等の情報発信を行うことで、館の認知度及び来館者数の更なる向上をめざしていきます。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【二次元コードの設置】 二次元コード設置完了 【SNS による情報発信】 Facebook 75 回 YouTube 12 回		※年度別事業量については調整中			

No	22	施策名	個人情報保護に係る取組		
担当部署			区政情報課・IT 推進課		
施策概要			巧妙化するサイバー攻撃等の脅威や新たなセキュリティ要件等に適切に対応し、個人情報保護の強化に取り組むため、情報セキュリティ内部監査及びマイナンバー制度運用内部監査を行っていきます。また、「板橋区個人情報保護に関する外部評価委員会設置要綱」に基づいて設置する外部評価についても着実に実施します。 併せて、万一事故等が発生した際に備え、CSIRT ²⁵ 訓練を実施していきます。		
3 か年事業量		年度別計画			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
【監査の実施】 実施 【CSIRT 訓練】 計 3 回以上 【外部評価の実施】 実施		※年度別事業量については調整中			

²⁵ CSIRT (Computer Security Incident Response Team): 情報セキュリティインシデントに際し、迅速かつ適切に対応するために必要な情報の収集力等を具備した緊急即応チーム。

5 施策の進行管理

本実施計画における各施策は、PDCA サイクルを回して着実な推進を行っていきます。そのため、令和3年度及び令和4年度については、各年度の事業量に対する進行管理を行うこととし、最終年度である令和5年度は最終評価を行います。進行管理の結果は「ICT推進・活用本部」に報告し、その後、区ホームページに公開します。また、本実施計画の進行管理の状況や最終評価の内容を踏まえ、令和6年度から始まる後期実施計画の策定につなげていきます。

なお、目標事業量の達成状況を表す評語及びその内容については、以下のとおりとします。

評語	説明
達成+	計画の事業量を上回る実績となっている
達成	3か年事業量の全部若しくは大部分を達成している、又は施策としては完了している
未達成	施策の遅延等により、3か年の事業量の全部若しくは大部分が達成されていない、又は施策として完了していない



参考資料

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」令和 2 年度末見込み調査結果

実施期間：令和 2 年 7 月 15 日～令和 2 年 8 月 4 日

※評価以外の内容は、「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020(追録版)」から引用。

評 価	内 容
完了	計画どおり、又は計画より早く進捗し、既に完了した若しくは完了する推進施策
順調	完了に向け順調に進捗し、事業継続により完了が見込める推進施策
概ね順調	必ずしも完了するか不透明ではあるが、ある程度のレベルで進捗している推進施策
未達成	計画どおり着手しているが、進展していない推進施策

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
1	オープンデータの公開促進	IT 推進課	平成 26(2014)年度に策定した「板橋区オープンデータの公開に関する基本的な考え方(指針)」と「板橋区オープンデータ作成の手引き」に基づき、オープンデータの公開を促進します。また、国が定めている地方自治体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例(以下「標準例」という。)への準拠を進め、二次利用が容易な形式でのオープンデータの公開を行います。	順調
2	美術館・郷土資料館の収蔵品の電子情報化	文化・国際交流課、生涯学習課	継続的に進めている収蔵資料のデータベースの構築を引き続き行い、資料管理の効率化を図ります。また、著作権に問題がない収蔵作品については、画像と解説をホームページで閲覧できるようにします。	順調
3	地図情報の活用	IT 推進課	統合型地理情報システム(統合型 GIS)を利用したデータの利活用を推進し、政策決定のための分析ツールとして運用拡大を図ります。また、蓄積されたデータの共有化を促進します。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
4	新公会計システムの運用	会計管理室ほか	区民に対する説明責任を一層果たし、行政運営における「経営」の視点をより明確にするために、国や東京都の動向を踏まえつつ、複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れたシステムにより、データの利活用を図ります。従来の指標であった「新公会計システム運用開始」については、平成29(2017)年度に達成しましたが、今後は新公会計システムから出力する財務諸表を活用し、事業別、施設別などのセグメントごとの分析を実施するなど、引き続き ICT 活用に取り組んでいきます。	順調
5	児童館による地域子育て支援拠点としての情報発信機能の充実	子ども政策課	児童館が地域子育て支援拠点として事業を展開していく中で、子育てに関する情報の提供を拡充するため、ホームページやツイッター、アプリによる情報発信機能の充実を図りました。引き続き、それらの媒体を活用した情報発信を行っていきます。	完了
6	マイナンバー制度への対応	IT 推進課、戸籍住民課	行政機関等が保有する情報を相互にやりとりする情報連携については、平成 29(2017)年 11 月から本格運用が開始され、今後は国から示される情報連携にかかる対象項目等の見直しや法改正に対応することで、円滑な運用を図ります。また、マイナンバーカードの普及についても、各課と連携をしながら取り組んでいきます。	概ね順調
7	マイナンバーカードの利活用	IT 推進課ほか	マイナンバーカードは、様々な付加価値を付与することができます。国や他自治体の動向を踏まえつつ、安全性の確保に十分留意し、区民の利便性向上に資する利活用施策を各課と連携しながら実現していきます。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
8	マイナポータルの活用による各種申請の電子化	IT 推進課ほか	マイナポータルの活用については、特に国が重点的に推進している各種申請の電子化(ワンストップサービス)の導入・拡大に向けて、国の動向を注視しつつ、区民にとって有益となる各種申請手続きの電子化を進め、利用促進を図ります。また、お知らせ機能を活用した通知についても、引き続き実施に向けた検討を行い、一人ひとりに合った情報を発信していきます。	概ね順調
9	マイナンバーカードによる諸証明の交付率向上	戸籍住民課	マイナンバーカードによるコンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)での住民票・印鑑証明書・住民税証明書の交付率向上を促進します。さらに、サービスの拡大を検討していきます。	概ね順調
10	公衆無線 LAN の活用	IT 推進課	統合型地理情報システム(統合型 GIS)を利用したデータの利活用を推進し、政策決定のための分析ツールとして運用拡大を図ります。また、蓄積されたデータの共有化を促進します。	順調
11	住居表示台帳の電子化	戸籍住民課	従来は紙台帳に手書きしていた住居表示台帳を電子化し、業務の効率化を図るとともに、統合型 GIS での閲覧等をできるようにします。なお、データの構築は平成 27(2015)年度から 3 年かけて行うものとします。	完了
12	公金収納のオンライン化	納税課、会計管理室ほか	マルチペイメントネットワーク を利用した口座振替手続きは区民事務所まで拡大して運用しており、さらに継続してモバイルレジ の運用も行っていきます。また、その他の公金収納方法についても、費用対効果を意識しつつ、収入確保対策検討会で検討を行っていきます。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
13	区ホームページの運営	広聴広報課	自治体ホームページは、平成 28(2016)年の障害者差別解消法施行後、高齢者や障がい者に対する配慮を促す JIS 規格も改正されたことに伴い、求められるウェブアクセシビリティの水準が高まっています。これらの水準を満たすこと(ウェブアクセシビリティ確保の環境整備)は自治体の責務であるため、改善を行っていきます。また、区の魅力をより一層発信すべく、コンテンツの充実も併せて行います。	順調
14	ソーシャルメディアを利用した情報発信	広聴広報課	情報発信方法や広報媒体の多様化を図り、戦略的な広報活動を進めるとともに、災害時・非常時における防災情報メールやホームページ等による情報提供を補完していきます。また、区のイベント情報や新たな施策、板橋の魅力を感じられる情報も、さらに積極的に発信していきます。	順調
15	アプリケーション等を利用したサービス向上	広聴広報課、IT 推進課、防災危機管理課、くらしと観光課、子ども政策課、資源循環推進課ほか	地図情報など、区で所有する情報を活用したアプリケーション等を活用し、行政情報を積極的に提供していきます。	概ね順調
16	個人情報保護制度の推進	区政情報課	「情報公開及び個人情報保護審議会」を開催・運営して個人情報の適正な利用を図るとともに、外部評価委員会による点検も実施します。	概ね順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
17	セキュリティポリシーの遵守	IT 推進課	各種セキュリティ対策を有効に機能させるために、セキュリティポリシーの策定・導入から確認・見直しという実施サイクルを確立します。また、内部監査による実施状況の確認とその結果を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて改訂することでセキュリティの一層の向上を図ります。	順調
18	庁内ネットワークのセキュリティ強化	IT 推進課	巧妙化するサイバーテロ攻撃など、情報セキュリティに関する新たな課題に対しても、国の方針や動向を捕捉するなど情報収集を常に行い、リスクに備えるとともに、適切な対応を行っていきます。	順調
19	防災センターのシステム更新と機能充実	防災危機管理課	平成 26(2014)年度に構築した防災対策支援システム・防災センター設備について、平時から安定した運用を行い、発災時の有効活用に備えます。また、機器・システムの耐用年数を見据えながら、機器・システムを更新し、システム等の安定稼働と機能充実に努めます。	完了
20	業務継続計画 (BCP) の運用	IT 推進課	「IT 推進課における業務継続計画 (ICT-BCP)」に準じて訓練等を行い、災害時等に業務継続可能な体制を整備するため、BCP を適宜修正し、維持管理を行います。	順調
21	障害時緊急対応手順の運用	IT 推進課ほか	システム障害時の対応手順について各課で見直し、継承を定期的に行い、緊急時に備えます。	順調
22	クラウドコンピューティングの推進	IT 推進課、教育支援センター	「板橋区 ICT 環境のクラウドコンピューティングの活用についての基本方針」に基づき、庁内システムの機器更新時期に合わせてクラウドコンピューティングの計画的な検討・構築を進めるとともに、機器構成の最適化を図ります。	完了

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
23	情報システム部門における人材育成の推進	IT 推進課	ICT 環境の変化に伴う IT 推進課の新たな役割に対応するため、IT 推進課の人材育成方針を改訂し、ICT に係る最新知識の習得・活用に努めていきます。なお、人材育成方針については毎年度見直しを行っていきます。	順調
24	全庁的な情報リテラシーの向上	IT 推進課	職員が ICT 機器やアプリケーションの活用、データの利活用により効率的な業務を行うために、情報リテラシー(情報活用能力)の向上が必要です。そこで、職員へのアンケートによる情報リテラシーの定着状況の把握、FAQ の公開など、情報リテラシー向上のための取組について検討し、職員の情報リテラシー向上をめざします。	順調
25	文書管理システムの導入	総務課	文書の収受・登録から起案・保存・廃棄といった文書事務のサイクルをデータベース化し文書を一元的に管理する文書管理システムの導入をめざします。文書の電子化により、ペーパーレス化を推進します。	完了
26	庁内のペーパーレス化	政策企画課、IT 推進課、総務課	紙文書(資料)の削減や業務の改善を図るため、パソコンやタブレット等を活用した会議の実施や文書の電子化を行っていきます。また、最近の動向を踏まえて、ペーパーレス会議の実施に向けた環境整備を行っていきます。	順調
27	EMS ツールを活用した環境データの一元管理	環境政策課	EMS ツールを活用し、各施設の電気・ガス・水道などの環境データの収集、集計、蓄積などデータの一元化を行い、事務の効率化を図ります。また、EMS ツールの活用により、ペーパーレス化を図ります。EMS ツールを定期的に見直し、さらに電子化を進めます。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
28	電子決裁による生活保護業務システムの運用	福祉部管理課、福祉事務所	生活保護業務システムは、被保護者に対するケースワーク支援や事務の効率化、より適切な経理処理が可能なシステムへ再構築しました。今後は電子決裁機能等を用いて、より適切な事務処理を行っていきます。	完了
29	データカタログの整備	IT 推進課	情報を共有し、事務の効率化及びシステムの適正化を促進するため、庁内システムで管理するデータ項目をデータカタログとして整備します。	順調
30	システムカタログの整備	IT 推進課	庁内における各システムの更新計画やシステム構成等の情報を把握し、効率的な運用を図ります。	順調
31	データ利活用の推進	政策企画課、経営改革推進課、IT 推進課	区が保有するデータを利活用した証拠(エビデンス)に基づく政策立案(EBPM)のプロセスを習得し、政策決定につなげます。	順調
32	ICT 活用に関する他機関との連携強化	広聴広報課、IT 推進課、いたばし魅力発信担当課、環境政策課	ICT の活用に関する施策を検討・実施するため、他自治体や民間事業者等の他機関との連携を強化していきます。さらに、「板橋区スマートシティ推進方針」に基づき、地域課題の解決に結びつく提案を民間事業者等から募集し、実現に向けた支援を行っていきます。	未達成
33	入札用送付図書の電子データ化	庁舎管理・契約課	平成 28(2016)年度から工事等の入札用送付図書(図面、内訳書、仕様書)を電子データ化し、紙で配付していた入札資料をデータで配付することにより、応札者の負担軽減と利便性の向上を図ります。	順調
34	板橋区 ICT 推進・活用計画 2020 に基づく事業実施結果評価及び計画への反映	IT 推進課	事業実施結果を ICT 推進・活用本部において毎年度評価し、計画に反映します。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
35	板橋区教育 ICT 化推進計画の進捗管理	教育支援センター	近年の高度情報通信技術の急激な進展に鑑み、児童・生徒が情報活用能力を身につけることや、学校が ICT によって授業を改善していくことを目標として、教育委員会では、区における教育の ICT 化を総合的に推進する「板橋区教育 ICT 化推進計画」を策定しています。個別の事業内容については当該計画内で管理を行います。が、全体的な進捗状況の管理については、板橋区 ICT 推進・活用計画 2020 において行います。計画完了後は、所管課にて ICT 機器の運用・保守管理を継続するとともに、ICT 機器を活用した授業の実践を進めます。	概ね順調
36	施設利用管理システムの再構築及び運用	IT 推進課	施設利用管理システムについて、平成 31(2019)年 5 月に新システムへの切り替えを行います。切り替え後は、新たにシステムでの管理を希望する施設と調整を行い、順次導入・公開を行います。	概ね順調
37	中央図書館の改築に伴う ICT 機器導入	中央図書館	平成 32(2020)年度に開館を予定している新たな中央図書館において、自動貸出・返却機、セキュリティゲート、予約資料受取システム等を導入し、サービスの魅力向上及び利便性向上、効率的な業務運営を図っていきます。	順調
38	(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターシステムの導入に向けた検討	児童相談所開設準備課	関係機関と連携した、切れ目のない一貫した支援を行うため、必要な情報が共有でき、連携しやすい環境をつくることのできるシステムの導入に向け、検討していきます。	順調

No	施策名	主管課	事業の概要	総合評価
39	学校徴収金管理システムの導入及び運用	教育総務課、学務課	給食費・教材費等の学校徴収金の管理について、現状は各学校の事務処理が異なるため、人事異動等の際に操作を新たに習得しなければならないことや、新入生情報の新規入力など、事務処理が教職員の大きな負担となっています。また、一部の学校では、教材費・行事費について現金徴収を行っており、徴収方法の見直しが必要です。 これらの課題を解決するために、区立学校園において統一的に使用することが可能な「学校徴収金管理システム」を導入し、学校徴収金に関する事務の標準化を進め、「チーム学校」として学校徴収金の管理ができるよう、教職員の役割分担の適正化を図ります。	完了
40	RPA を活用した業務効率化の推進	経営改革推進課、IT 推進課	RPA(Robotic Process Automation)の導入を行い、職員が行う定型的なパソコン操作を自動化することで、仕事の効率を向上させ、生産性を高めるとともに、業務負担の軽減を図っていきます。	順調
41	AI を活用したシステムの導入	IT 推進課、保育サービス課ほか	AI の活用が民間企業に広がる中、先進自治体においても導入の検討が進んでいます。そのため、調査・研究または実証実験等を踏まえ導入を行い、区民サービスの向上につなげていきます。	順調

板橋区 ICT 推進・活用計画 2025

編集 板橋区政策経営部 IT 推進課

〒173-0004 板橋区板橋二丁目 65 番 6 号

TEL 03-3579-2043 FAX 03-3579-2049

sk-bangou@city.itabashi.tokyo.jp

令和 3 年●月発行

刊行物番号 xx-xxx



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>